

コロナウィルス感染症に係る療養期間の見直しへの対応

国では、9月7日より、コロナウィルス感染症に係る療養期間が見直されました。

本校では、国の基準に合わせるとともに、多くの生徒、教職員が生活を送る学校の特性を考慮し、感染者ならびに濃厚接触者について以下のとおり対応することといたします。

なお、これまで行ってきた感染症対策、生徒本人の感染や濃厚接触者となった場合の連絡等に関する事項はこれまで同様といたしますので、併せてご理解、ご協力をお願いいたします。

1 趣旨

- ・感染したお子様、ご家族の回復と学校生活への復帰を第一に考えるとともに、他者への感染拡大を防止し、学校生活と子どもの学ぶ機会の維持に最大限努める。

2 療養期間短縮への対応

(1) 国の基準（要旨 ※原文は厚生労働省や県のHPをご覧ください）

①重症、中等症で入院している方

発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、11日目から解除を可能とする（これまで通り）。

②自宅療養者のうち、発熱やのどの痛み、せきなどの症状がみられる方

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。ただし、10日間までは感染リスクが残存するため、感染予防行動の徹底をお願いします。

③検査の結果陽性であったが、無症状の方

検体採取日（検査をした日）から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする（これまで通り）。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に解除を可能とする。ただし、7日間までは感染リスクが残存するため、感染予防行動の徹底をお願いします。

(2) 本校の対応



- ・①に該当する生徒は、医師または保健所の判断により登校開始日を決定します。
- ・②③に該当する生徒は8日目から登校を可能としますが、②については10日目まで、③については7日目までは、給食（黙食による）以外の活動について、マスク着用でできる範囲のものとしします。冒険活動教室や宮っ子チャレンジ、文化祭、体育祭等の校外活動や学校行事については、活動範囲について個別に保護者と相談させていただきます。
- ・③の「5日目に検査キットによる検査で陰性を確認して登校する」場合には、速やかに学校にご相談ください。
- ・国の基準が短縮されても、念のため従来通りの期間（②10日間、③7日間）登校を控えた場合は、学校にご相談ください。生徒本人やご家族の状況に応じて、療養期間同様に出席停止扱い（欠席とはしない）といたします。

3 濃厚接触者の自宅待機

感染者との最終接触日を0日として5日目までが自宅待機となっています。やむを得ず待機期間を短縮する場合には、2日目、3日目に抗原定性検査キットで続けて陰性が確認された場合は可能となっています。